第六十五条の十四の次に次の二条を加える。

（法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の十四の二　法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

（基幹相談支援センターの設置の届出）

第六十五条の十四の三　法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）の名称及び所在地

二　法第七十七条の二第三項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であって、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　基幹相談支援センターの設置の予定年月日

四　受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五　基幹相談支援センターの平面図

六　職員の職種及び員数

七　職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八　営業日及び営業時間

九　担当する区域

十　その他必要と認める事項

2　受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

第六十八条の三中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

第六十九条第三項中「第四十八条第二項」の下に「及び第五十一条の三第五項」を加え、同条第五項中「別表第五号」を「別表第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第四号」を「別表第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第五十一条の二十七第三項及び第五十一条の三十二第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

第六十九条に次の一項を加える。

7　法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

第七十条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条の表を次のように改める。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等	指定都市
第四十条		
第四十五条第一項及び第二項		
第四十七条第一項及び第二項		
第四十八条第一項及び第三項		
第四十九条		
第五十条第一項		
第六十五条第一項及び第二項		
第三十四条の七	都道府県知事	
第三十四条の八		指定都市の市長
第三十四条の九		
第三十四条の十一		
第三十四条の十二		
第三十四条の十三		
第三十四条の十四		
第三十四条の十五		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第三十五条第四項		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十六条第二項		
第三十四条の六十四	都道府県知事又は	
第六十五条の十五	市町村	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議の場の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なもの
第六十八条の三	指定都市以外の市町村	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業